

## 香椎地区まちづくり推進事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行にともない、事業施行区域内の商店街の近代化に寄与するまちづくりの推進について調査・検討する団体を助成し、もって事業の円滑な推進と効率的な市街地の形成を図ることを目的とする。

(助成措置)

第2条 市長が事業の施行にともない、商店街の近代化に寄与するまちづくりの推進について調査・検討する団体に対して行う助成は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 調査・検討に対する指導及び助言

(2) 助成金の交付

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる商店街の近代化に寄与するまちづくりの推進についての調査・検討は、次の各号に掲げるものに関する調査・検討とする。

(1) 建物の共同化を図るための事業

(2) 個別建物の建築と街並みの一体化を図るための事業

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が助成を行うことを適当と認める事業

(助成対象団体)

第4条 助成措置を受けることのできる団体は、次の各号に掲げる要件を有している団体とする。

(1) 事業の施行区域（以下「施行地区」という。）内において、助成対象事業を6か月以上していること。

(2) 施行地区内における土地の所有権及び借地権又は建築物の所有者及び借地権を有する者（以下「権利者」という。）が20人以上で構成し、規約を定めていること。ただし、調査・検討する内容が国等の補助対象事業を目的としたもので、かつ団体を構成する関係権利者の数が当該事業の補助対象要件に該当する場合はこの限りではない。

(3) 特定の構成員の利益を図るような運営がなされていないものであること。

(4) 前各号に定めるもののほか、要綱の趣旨に適合するように別に定める要件を備えているものであること。

(助成金の助成対象経費)

第5条 助成金を交付する対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び助成対象経費とすることが適当でないとして市長が認める経費については、助成対象外とする。

(助成金)

第6条 この要綱による助成金の額は、まちづくりに関する調査・検討（以下「助成対象事業」という。）に要した経費の3分の2以内とし、1年度につき100万円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、助成対象事業が次の各号に掲げる要件を満たしている場合は、助成対象経費のうち施設運営のあり方等の商業関係の調査・検討に要する経費の4分の3以内、50万円を限度として加算

することが出来るものとする。

- (1) 建物の整備に関する事業と商業に関する事業を同一年度に実施すること。
- (2) 両事業を同一年度に実施することが、全体事業の円滑な推進に不可欠であること。
- (3) それぞれの事業は、異なる第三者に委託するなど、独立した事業であること。
- (4) それぞれの事業に要する経費は、支出先が異なること。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第7条 この要綱による助成は、5年間を限度とし、事業に係る土地区画整理法第103条に規定する換地処分が行われた日の属する年度までとする。ただし、市長が、助成期間を延長することが特に必要であると認める場合には、助成期間を延長することができるものとする。

(助成金交付の申請)

第8条 この要綱に定める助成金を受けようとする者は、助成対象事業に着手する前に、「香椎地区まちづくり推進事業助成金交付申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、助成金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規程にかかわらず、助成金の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴排条例第2条2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、助成金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事前指導)

第10条 申請者は、助成対象事業の計画の作成にあたっては事前に市に相談し、指導及び助言を受けなければならない。

(助成の決定)

第11条 市長は、第8条の申請があったときは、これを審査し助成金交付の適否及び助成内示金額について決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、「香椎地区まちづくり推進事業助成金交付決

定通知書」(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定に条件を付すことができるものとする。

(計画の変更)

第12条 補助事業者が、次の各号の一つに該当することとなった場合は、遅滞なく「香椎地区まちづくり推進事業助成金変更申請書」(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業に要する予算の変更をしようとするとき。

(2) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第11条の規定は、前項の変更申請書が提出された場合について準用する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、助成対象事業を完了したとき又は補助事業廃止の承認を受けたときは、すみやかに「香椎地区まちづくり推進事業実績報告書」(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第14条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、報告書等の審査及び必要に応じて行う調査等により、助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを調査確認するものとする。

2 市長は、前項の調査確認により交付すべき助成金の額を確定したときは、「香椎地区まちづくり推進事業助成金交付確定通知書」(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(助成金交付の時期)

第15条 助成金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、市長が、補助対象事業の終了前に交付することが適当であると認める場合には、一括又は分割して事前に交付することができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、確定した額が既に交付された額に満たないときには、その満たない額を返還しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、前項の規定により助成金を返還させる場合についても準用する。

(報告等)

第16条 市長は、申請者又は補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査もしくは指示を行うことができる。

(助成の取り消し)

第17条 市長は、申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は助成を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 第11条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を行うことを不相当と認めたとき。

(雑則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定めるほか、福岡市補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成11年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期 間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

## 助成対象外経費

経 費 区 分	内 容
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料，コピー機のリース料，電話加入権，調査・検討を直接の目的としない人件費等
調査検討終了後の委託費	調査・検討終了後の建替実施設計等
食 料 費	打ち上げ・懇親会等
備品購入費	購入価格が1万円以上で耐用年数が1年以上のもの。 ただし，事業推進にあたり必要がある場合で，市長が特に必要と認める場合は，対象とすることができる。